

京都市地球温暖化対策条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成30年11月30日

京都市長 門川 大作

京都市規則第 42 号

京都市地球温暖化対策条例施行規則の一部を改正する規則

京都市地球温暖化対策条例施行規則の一部を次のように改正する。

第8条第5項第3号中「第80条第1号イ」を「第147条第1号イ」に改める。

第9条第1号中「第15条第2号」を「第18条第2号」に改め、同条第2号中「第15条第3号」を「第18条第3号」に改め、同条第3号中「第15条第4号」を「第18条第4号」に改め、同条第4号中「第15条第10号」を「第18条第10号」に改め、同条第5号中「第15条第16号」を「第18条第16号」に改める。

第11条中「第78条第1項」を「第145条第1項」に改める。

第2号様式注6及び第3号様式注4中「自動車に係るエネルギーの使用の合理化に関する法律第80条第1号」を「エネルギーの使用の合理化等に関する法律第147条第1号イ」に改める。

附 則

この規則は、平成30年12月1日から施行する。

(環境政策局地球温暖化対策室)